

市内建設業者の格付等級区分の改正について

舗装工事の格付基準について、各等級区分の発注実績や業者数のバランスを考慮し、下記のとおり格付等級区分を改正します。

土木一式工事、建築一式工事の等級区分等については、現行どおりです。

記

【舗装工事等級区分の改正】

等級区分	現行	改正
A	<u>760</u> 点以上 許可区分：特定	<u>770</u> 点以上 許可区分：特定
B	660～ <u>759</u> 点	660～ <u>769</u> 点
C	660点未満	660点未満（改正なし）

【適用】

令和7年4月1日以降に公告又は通知を行う入札等より適用。

（この件に関する問い合わせ先）

南あわじ市 総務企画部財務課 契約係

TEL 0799-43-5210

FAX 0799-43-5310